

1.5 許可期間と手数料

広告物の種類・種別		許可期間	照明有無	手数料	
貼紙		60日	なし	100枚までごと	470
			あり		564
貼札		60日	なし	10枚までごと	600
			あり		720
立看板		60日もしくは2年以内	なし	5枚までごと	1,290
			あり		1,548
アーチ		2年以内	なし	1基につき	2,680
			あり		3,216
		3年以内	なし	1基につき	4,020
			あり		4,824
車両、船舶等に表示等するもの		2年以内	なし	1㎡までごと	220
			あり		264
電柱、街灯柱等に表示等するもの		60日もしくは2年以内	なし	5個までごと	1,250
			あり		1,500
横断幕、懸垂幕		60日もしくは2年以内	なし	1㎡までごと	400
			あり		480
アドバルーン		60日もしくは2年以内	なし	1基につき	1,710
			あり		2,052
のぼり、旗等		60日もしくは2年以内	なし	5本までごと	1,000
			あり		1,200
その他広告物等 (上記以外の屋上、外壁、突出、建植広告物等)	堅ろうでないもの	1年以内	なし	1㎡までごと	400
			あり		480
		2年以内	なし		600
			あり		720
	堅ろうなもの ※	2年以内	なし		400
			あり		480
		3年以内	なし		600
			あり		720

※ 堅ろうなものとは、耐久性を有する構造で建築基準法の規定に基づく建築主事の確認を受けた広告物をいいます。

＜手数料の算定方法について＞ 詳細は、「山梨県屋外広告物条例取扱い基準43」を参照

- 受けようとする有効期間（60日、1年以内、2年以内、3年以内）毎に申請すること。
- 複数の広告物がある場合は、建築確認の有（堅ろう）・無（堅ろうでない）に分けた上で、照明ありと照明なしに区分し、さらに広告物の種類・種別毎に算定すること。なお、通電の有無に関わらず、照明装置が付いているものは照明ありと区分する。
- 1つの申請書で複数の事業所の申請を行う場合は、手数料の算定は事業所ごとに行い、その金額の合計を納付するものとする。

（計算例）

広告物の種類・種別	算定方法
貼紙	<ul style="list-style-type: none"> • 申請する数量を、それぞれの単位で除して得た値（小数点以下の端数は切り上げ）に単価を乗じて算出する。 （例）のぼり6本→6本÷（5本までごと）=1.2→2×1,000円=2,000円
貼札	
立看板	
電柱、街灯柱等に表示等するもの	<ul style="list-style-type: none"> • 申請する数量に、それぞれ単価を乗じて算出する。 （例）アドバルーン1基×1,710円=1,710円
のぼり、旗等	
アーチ	<ul style="list-style-type: none"> • 広告物ごとの表示面積は小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。（※） • 広告物の種類・種別毎に表示面積を和して小数点以下の端数を切り上げ、単価を乗じて算出する。なお、車両は、一編成毎に算出し和する。 （例）横断幕A 15.20㎡+横断幕B 12.15㎡=27.35㎡28×400円=11,200円
アドバルーン	
車両、船舶等に表示等するもの	<ul style="list-style-type: none"> • 広告物ごとの表示面積は小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。（※） （例）壁面A 12.505㎡→12.50㎡建植B 5.625㎡→5.62㎡ • 単価が同一の広告物の面積は合算する。（例）壁面A 12.50㎡+建植B 5.62㎡=18.12㎡ • 表示面積の合計に単価を乗じて算出する際、小数点以下の端数を切り上げる。（例）壁面A+建植B：18.12㎡→19×400円=7,600円
横断幕、懸垂幕	
その他広告物等 (上記以外の屋上、外壁、突出、建植広告物等)	

（※広告物ごとについて）

- 複数面ある建植看板の場合、1面ごとに小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。
- 板面の場合は、板面の面積ごとに小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。
- 壁面に文字を塗装又は個別の文字板による看板の場合、合計面積を小数点以下2位とし、3位以下を切り捨てる。（合計の算出は基準ごと 例：壁面の合計を端数処理、屋上の合計を端数処理する。）
- 1つの看板が0.01㎡未満の場合、0.01㎡とする。